

遺言書を作りますか

公正証書遺言の重要性!



夫婦の共有名義の家

自分の家なのに
売却できない

老人ホームの
資金のため
家を売りたい

相続人

相続人の一人が
協議に応じず

連絡
とれず

兄弟、
または
その子

夫婦

故人

遺言状なし

共有名義の財産が売却不可

遺言書の重要性を実感しています。
以下、故人の遺産を思い通りに相続させるために、公正証書遺言が有効であることをお伝えするための事例です。

お話を伺ったとき、すでにご主人の奥様がお亡くなりになって8年ほど経過していました。

奥様の遺言書はありません。お二人の間に子供はなく、奥様のご両親はすでに他界されました。なので、奥様の遺産を引き継ぐ相続人はご主人と奥様の兄弟姉妹(又はその子)となります。ご主人は奥様と共有名義にして建てた住宅を売却して、老人ホームの入居資金にしたいのですが、6人いる遺産相続人のうちの姪一人だけ遺産分割協議に応じないという姿勢。そのうえ、電話口にも出てもらえず、身動きができない状況です。
法律事務所に相談しましたが、解決には至ってません。

奥様が「共有名義で建てた土地と建物は主人に渡す」と遺言書を作成してあれば簡単に売却することができたはず。姪であるため、遺留分を請求する権利もありませんので遺言書を作成することで思い通りの相続が出来たはず。遺言書の重要性を改めて認識しました。最首総合事務所グループでは公正証書遺言の作成も承っております。お気軽にご相談ください。



梶原義幸氏のご冥福をお祈りいたします

梶原さんは愛の会をスタートから活動に参加して、今の愛の会の仕組みを作ってくださいました。多くの皆様に寄り添う献身的な行動を見習いたいと思います。11月18日に病院にてお亡くなりになりました。葬儀は11月23日に執り行われました。ご冥福をお祈りいたします。

職員一同

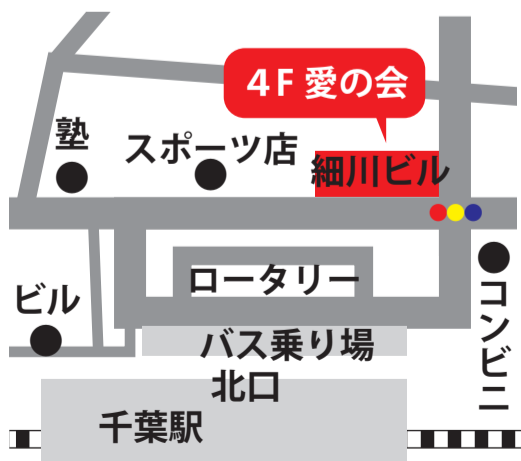
家族信託

“まだ元気”な今がその時です
家族のためにも「信」じて「託」す



「採めない」「凍結させない」成年後見制度に代わる財産管理。家族信託とは、専門家の助言のもと、財産の処分や管理を子供や家族に任せる枠組みです。
成年後見制度との主な違いは、後見人は原則として、財産を維持しながら本人のためにのみ支出することが求められますが、家族信託は、受託者の権限内でその責任と判断により信託目的に沿った自由な運用・処分が可能。かつ受託者は、登記簿に形式的な所有者として記載される。生前贈与等も出来る。
ただし、家族信託には法律行為の代理(同意・取消)・身上監護権はない等注意点もあります。

一般社団法人
愛の会
めぐみ



〒260-0045
千葉市中央区弁天
1-15-1細川ビル4階

お気軽に
どうぞ

FAX 043-290-7888

043-287-1975

最首総合事務所グループ



愛の会は、士業法人「最首総合事務所」を配し、ワンストップサービスで地域に貢献しております。

- 司法書士
- 弁護士
- 土地家屋調査士
- 税理士
- 行政書士
- 社会保険労務士

豊かな老後の
パートナーになる



大切な人のために
「相続」特集

私共があなたのチカラになります



一般社団法人「愛の会」
理事長 最首 美枝子

この会報をもって、皆様方へのご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。どうか日々心豊かに過ごしていただくことを心より祈念いたします。

私も本来は、皆様方お一人お一人とお話をさせて頂きたいと思っております。業務の多忙さから、全ての方々にお会いすることは、叶わない現状で、とても残念に思っております。

創立以来、約六年になりますが、こつこつと積み重ねて、会員様に分け隔てなく、平等にご支援させて頂いております。その活動から、ようやく周囲の方々のご理解も深まり、皆様方のご信頼を得られるようになって参りました。

具体的には、民法上のご契約に基づき、身許保証、通院同行、買物や家事の代行等の生活支援、葬送支援などのサービスを低廉なご費用にてご提供させて頂いたことを、目的としております。

それは、主として、お一人暮らしの高齢者様に対し、本来ご家族様の援助を受けられるべきところを、種々の理由から、かなえられない方々に、様々な生活のご支援をさせて頂いたたくものです。

「愛の会」 会員様へ
私は、一般社団法人「愛の会」の創立者であり、代表者です。この会は、私の本来の職業である司法書士及び介護事業の業務を通じ、得られた知識を基にして、新しい業務として創設致しました。

毎号2名ずつ社員を紹介していきますのでお楽しみに！



舩田 典勇
シニアライフサポーター

趣味：ワンダーフォーゲル・絵画・ジョギング・篆刻
大学時代はワンダーフォーゲル部に入って、北海道から九州の主要な山を登っておりました。ネパールにも出かけ、4000m級の山をトレッキングもしました。学生時代の山仲間とは今でも集まっています。最近では長男も山行をはじめ、少し心配の種が増えています。
皆様へ：「愛の会に入会して本当に良かった」と皆様からいわれる会を大きくしていくことを目標に、謙虚に、誠実に努力していきます。



中村 麻里
行政書士

資格：行政書士・遺言執行士・ネイリスト
好きなもの：文学、猫、法律
好きな作家：エミリー・B、フランソワーズ・S、村上春樹
休日は好きな本とペットの猫2匹に癒されています。
皆様へ：愛の会で法務を担当しております。会員様との絆や家族のような気持ちの芽生えを感じながら日々、お仕事をさせて頂いております。孫のような気持ちで接していただけたら嬉しいです。